

8月は食品衛生月間 食中毒にご注意!

8月は、食中毒の防止と衛生管理の向上を図る「食品衛生月間」です。

市は、8月1日(月)にエビス夕西宮1階のエビスタスクエアで、食の安全性などについて市民の皆さんに知ってもらおうと啓発冊子などを配布します。

夏は、気温が高く、体力の低下などが原因で食中毒が発生しやすい季節です。次の6つのポイントを守って食中毒を予防し

ましよう。
問合せは保健所食品衛生グループ(0798・26・3668)へ。

食中毒予防 6ポイント

- ① 生鮮食品は新鮮なものを選び、冷蔵庫に保管する
- ② 食材は持ち帰ったらすぐに冷凍庫に保管する
- ③ 手や食材、調理器具は十分に洗う



地デジチューナー 無償で配布

8月26日まで臨時相談コーナーを設置

総務省地デジチューナー支援実施センターでは、経済的な理由などで地上デジタル放送(以下、地デジ)を見ることができない世帯に対して、アナログテレビで地デジを見るために必要な簡易チューナー(1台)を無償給付しています。

現在、市役所本庁舎に設置している地デジ臨時相談コーナーで、要件を満たす人に暫定措置として地デジチューナーを無償給付しています。ただし、在庫切れで即日渡しができない場合

【会場】地デジ臨時相談コーナー(市役所本庁舎1階)
【対象】NHK放送受信料全額免除世帯の一部もしくは市町村民税非課税世帯
【日程】土・日曜を除く8月26日(金)までの午前9時~午後4時(8月18・19日は午後から閉庁のため正午まで)
【問合せ】臨時相談コーナー(0570・033・840)へ。



牛バーベキュー

- ④ 加熱が必要な食品は、中心部まで十分に火を通す
- ⑤ 細菌の増殖を防ぐため、料理は作りたてを食べる
- ⑥ 食べ残した料理などは清潔な容器に入れて冷蔵保存し、早めに消費する

食中毒になる危険性が高いため、牛レバーを生で食べることはやめましょう。牛レバーは、中心部まで十分に加熱してから食べるようにしてください。
問合せは保健所食品衛生グループへ。

国民健康保険

- 標準負担額減額認定証
- 限度額適用認定証

忘れずに申請を

国民健康保険の「標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」の有効期間は1年間(8月~翌年7月)です。引き続き認定証が必要な人は、8月1日以降に国民健康保険グループ(市役所本庁舎1階)、各支所(市役所本庁舎1階)、各支所で交付申請をしてください。手続きには国民健康保険証と印鑑が必要です。

なお、各支所で申請した場合、交付までに1週間程度かかります。即日交付を希望する人は、市役所本庁舎で申請してください。また、各認定証で受けられる給付については次のとおりです。
問合せは国民健康保険グループ(0798・35・3120)へ。
※後期高齢者医療制度での医療における減額認定該当者は、高齢者医療保険グループ(0798・35・3154)へ

表① 一般病床などに入院する場合の食事代

区分	標準負担額(1食)	
市民税課税世帯の人	260円	
市民税非課税世帯の人	90日までの入院	210円
	過去1年間で通算90日を超える入院 ※1	160円
	70歳以上で、世帯の所得が0円	100円

※1 市民税非課税のときの入院日数に限る

表② 療養病床に入院する65歳以上の人の食事代

区分	1食分の食事代	
市民税課税世帯の人	460円(420円)※2	
市民税非課税世帯の人	65歳以上	210円
	70歳以上で、世帯の所得が0円	130円

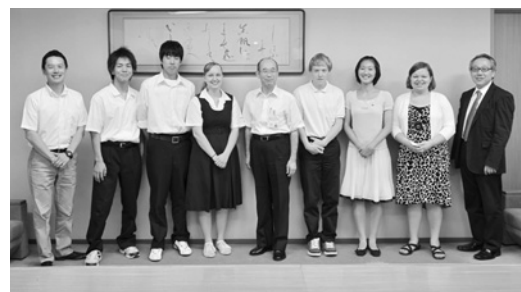
※2 金額は医療機関によって異なります

広げよう国際交流



交換高校生事業を実施

西宮くすの木会と西宮スポーツ姉妹都市協会は、交換高校生事業を実施し、アメリカ・スポーケン市と西宮市の高校生が国際交流活動を支援していま



今年も交換高校生の皆さんが国際交流を深めます

交流してきました。今年もスポーツケン市から高校生3人が来西し、7月28日までホームステイしながら市内での高校生活を体験します。
本市からは、3人の高校生が10月にスポーツケン市を訪れ、アメリカの高校生生活やホームステイを通じて友好交流を深めます。
また、来年度の交換高校生の募集は、12月頃に各校を通じて行う予定です。対象は市内在住で市内の高校に在学する生徒です。
問合せは各高校または秘書・国際課(0798・35・3468)へ。

債務整理
誰にも知られないうちに借金問題を整理したいなら
◎任意整理 消費者金融等から高金利で貸付を受けている場合、あなたの代理人として「利息制限法」に従って本来の残債務額を確定し、その支払い方法(月々の返済額、支払い回数)の和解交渉をいたします。
◎個人再生 資産等を処分せずに、3年程度の期間に支払い可能な一定の金額を返済すれば債務が免除される手続きです。
◎自己破産 資産も無く多重債務で支払いの目途も立たない場合は、裁判所での決定により債務の責任を免除されます。

過払金返還請求
◎「利息制限法」を超える利息は無効となり、消費性金融等への過払金(払いすぎ利息)は返還請求することができます。
◎最近、契約書を書き換えて、金利が18%以下になったとしても以前の取引が「利息制限法」を超えるのであれば可能です。
◎現在、全額返済して残高は0(ゼロ)になっている方も、完済後10年以内であれば返還請求が可能です。

司法書士 山村直子

司法書士が直接お会いしてご相談をおうかがいします。個人の秘密は厳守いたします。

あずさ司法書士法人
— 神戸オフィス —
神戸市中央区三宮町3丁目7番10号 協栄ビル4F
http://www.azusa-office.jp
TEL.078-958-6070

債務整理費用(税込)
着手金 無料
減額報酬 無料
過払金報酬 経済的利益の26.25%以下
定額報酬 1社 52,500円以下
その他訴訟費用等実費をいただきます。

山村直子 司法書士
■兵庫県司法書士会 第1682号
■簡裁代理認定 2004年3月1日 第212355号
兵庫県司法書士会 法人番号 30-00023

受付時間 AM10:00~PM7:00

過払金請求(交渉も裁判も)と任意整理は相談料・着手金ともに無料

年中無休 年中夜10時まで弁護士相談

※140万円を超える過払金請求は、法律上、弁護士でないと代理できません。
15年以上の長期にわたって取引されている方は、ぜひ、ご相談下さい。
※完済後も10年以内なら過払金の請求ができます。

ハロー さあ いこう
0120-86-3150(予約制)
弁護士による直接、個別面談 **阪神西宮駅徒歩3分**

ひまわり法律事務所 **ひまわり法律事務所** **検索**

弁護士5名 事務員10数名
兵庫県弁護士会所属弁護士 上原 邦彦氏5名
http://www.himawari-law.net/

※報酬金・アクセスその他詳しくはHPをご覧ください
※携帯・パソコンのHPより24時間予約申込受付

阪神西宮駅えびす口北徒歩3分、国道2号線沿い 明治安田生命ビル8F
(兵庫県西宮市和上町5-10)